

| 平成27年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第2日） | | | | | | |
|--|----------------|------------|--------------|--------|--------------|-------|
| 招集年月日 | 平成27年5月11日 | | | | | |
| 招集の場所 | 基山町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成27年5月13日 | 9時30分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 及び宣告 | 閉会 | 平成27年5月13日 | 11時3分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| | 1番 | 松石健児 | 出 | 8番 | 河野保久 | 出 |
| | 2番 | 大久保由美子 | 出 | 9番 | 重松一徳 | 出 |
| | 3番 | 末次明 | 出 | 10番 | 大山勝代 | 出 |
| | 4番 | 栗野久明 | 出 | 11番 | 品川義則 | 出 |
| | 5番 | 久保山義明 | 出 | 12番 | 松石信男 | 出 |
| | 6番 | 牧蘭綾子 | 出 | 13番 | 鳥飼勝美 | 出 |
| | 7番 | 木村照夫 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 1番 | 松石健児 | 2番 | 大久保由美子 | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | (事務局長) 鶴田勝美 | | (係長) 藤田和彦 | | (書記) 高木英斗 | |
| 地方自治法 第121条第 1項により 説明のため 出席した者 の職氏名 | 町長 | 小森純一 | こども課長 | 鶴田しのぶ | | |
| | 副町長 | 松田一也 | 産業振興課長 | 土田竜一 | | |
| | 教育長 | 大串和人 | まちづくり課長 | 熊本弘樹 | | |
| | 総務企画課長 | 酒井英良 | 建設課長 | 古賀浩 | | |
| | 財政課長 | 城本好昭 | 会計管理者 | 木村司 | | |
| | 税務課長 | 平野裕志 | 教育学習課長 | 内山十郎 | | |
| | 住民生活課長 | 安永宏之 | こども課保育園長 | 渡邊稔 | | |
| | 健康福祉課長 | 天本正弘 | まちづくり課参事 | 阿部一博 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

| | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | | 常任委員の選任 |
| 日程第3 | | 常任委員の辞任 |
| 日程第4 | | 議会運営委員の選任 |
| 日程第5 | | 一部事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第6 | 同意第3号 | 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第8 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第9 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第9号）） |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数13名でございます。本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 議席の指定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定によって議長において指名をいたします。

1 番議席松石健児議員、2 番議席大久保由美子議員、3 番議席末次明議員、4 番議席栗野久明議員、5 番議席久保山義明議員、6 番議席牧菌綾子議員、7 番議席木村照夫議員、8 番議席河野保久議員、9 番議席重松一徳議員、10 番議席大山勝代議員、11 番議席品川義則議員、12 番議席松石信男議員、13 番議席鳥飼勝美議員であります。

以上、議席の指定を終わります。

日程第 2 常任委員の選任

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2. 常任委員の選任を議題とします。

常任委員会は、委員会条例第 2 条によりまして、委員定数は総務文教常任委員会委員が 7 名、厚生産業常任委員会委員が 6 名、広報広聴常任委員会委員が 6 名となっています。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定によって、末次明議員、栗野久明議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、重松一徳議員、松石信男議員、鳥飼勝美議員、以上 7 名を総務文教常任委員に、次に松石健児議員、大久保由美子議員、木村照夫議員、河野保久議員、大山勝代議員、品川義則議員、以上 6 名を厚生産業常任委員に、次に松石健児議員、大久保由美子議員、末次明議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、河野保久議員、以上 6 名を広報広聴常任委員にそれぞれ指名いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで、9時45分まで休憩いたします。

～午前9時33分 休憩～

～午前9時45分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

ここで議長職を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

日程第3 常任委員の辞任

○副議長（品川義則君）

日程第3. 常任委員の辞任を議題といたします。

ただいま総務文教常任委員に選任されました鳥飼勝美議長から常任委員の辞任の願が提出されました。

この場合、地方自治法第117条の規定によって議長は除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（品川義則君）

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではありませんし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（品川義則君）

それでは、議長と交代をいたします。

〔副議長、議長と交代〕

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第4．議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、久保山義明議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、品川義則議員、松石信男議員、以上6名を議会運営委員に指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩いたします。10時まで休憩いたします。

～午前9時48分 休憩～

～午前10時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

ここで諸般の報告をいたします。

各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に重松一徳議員、副委員長に牧菌綾子議員、厚生産業常任委員会委員長に河野保久議員、副委員長に木村照夫議員、広報広聴常任委員会委員長に久保山義明議員、副委員長に松石健児議員、議会運営委員会委員長に品川義則議員、副委員長に松石信男議員、以上のおおりに互選された旨の報告がございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．一部事務組合等議会議員の選挙を議題とします。

議員を選出すべき一部事務組合は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、佐賀県後期高齢者医療広域連合、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び三神地区環境事務組合となっています。これらの組合議会の議員は、地方自治法第118条第1項により選挙で選出することになっていますが、同条第2項により指名推選の方法によることも可能となっております。

ここで、選挙の方法として議長の指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により選出することに決定いたしました。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会議員の選出を行います。

議長は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員に鳥飼勝美議長、河野保久議員、木村照夫議員を推選します。

鳥飼勝美議長、河野保久議員、木村照夫議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員異議なしと認めます。よって、鳥飼勝美議長、河野保久議員、木村照夫議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに決しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員の選出を行います。

議長の指名推選を行います。

議長は、大久保由美子議員を指名します。大久保由美子議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員異議なしと認めます。よって、大久保由美子議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖地区広域市町村圏組合理約第6条により、組合議会の議員は、関係町議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、鳥飼勝美議長と大山勝代議員を指名します。鳥飼勝美議長と大山勝代議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、鳥飼勝美議長と大山勝代議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖・三養基地区消防事務組合理約第6条により、組合議会の議員は、関係町議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、鳥飼勝美議長と重松一徳議員を指名します。鳥飼勝美議長と重松一徳議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員異議なしと認めます。よって、鳥飼勝美議長と重松一徳議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに決しました。

次に、三神地区環境事務組合の議会議員につきましては、三神地区環境事務組合の規約第6条により、組合議員は関係市町の議会の議長及び関係市町の長をもって充てると規定しています。よって、鳥飼勝美議長が三神地区環境事務組合の議会の議員となりますので、報告します。

日程第6 同意第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることを議題とします。

末次明議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔末次議員退場〕

○議長（鳥飼勝美君）

この際、朗読を省略し、これより同意第3号についての提案理由の説明を求めます。小森

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

これは地方自治法第196条第1項の規定に基づき、基山町大字小倉1064番地2の末次明氏を適任と認め、御提案申し上げるものでございます。

末次明氏の履歴につきましては、本日お配りしました履歴書に記載いたしております。監査委員として適任であると思ひ、ここに御提案申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑を終結します。

これより本案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

討論を終結します。

これより同意第3号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号については原案に同意することに決定しました。

末次明議員の入場を求めます。

〔末次議員入場〕

日程第7 承認第1号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を

改正する条例)を議題とします。

この際、朗読を省略し、承認第1号について提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日公布され、法人町民税の資本金等の額の見直し、軽自動車税の税率引き上げの延期とグリーン化特例の導入、個人住民税の住宅ローン減税措置の対象期間の延長並びに固定資産税のわがまち特例の導入及び延長の特例措置を講ずるために基山町税条例を改正することが急務だったため、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

それでは、承認第1号に係ります基山町税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、法人町民税均等割の課税標準等の見直し、軽自動車税の税率引き上げの延期とグリーン化特例の導入、個人住民税の住宅ローン減税措置の対象期間の延長及び固定資産税のわがまち特例の導入の措置を講じ、公布の日と、本年4月1日から施行する必要がございましたので、税条例の一部を3月31日に専決処分にて改正させていただいております。

改正の内容につきましては、お手元の議案予算関係の資料にあります新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をお願いいたします。

第31条均等割の税率でございますが、こちらは法人町民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置でございます。

2ページ目をお願いいたします。

第48条法人の町民税の申告納付及び第50条法人町民税に係る不足税額の納付の手続きでございますが、これはともに法人税法改正に伴う号ずれに対応する改正でございます。

次に、3ページ目でございますが、第57条及び第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告につきましては、ともに地方税法の改正に伴う号ずれに対応する改正でございます。

4ページ目をお願いいたします。

附則第7条の3の2でございますが、個人住民税における住宅ローン減税措置制度の適用期限を延長する改正でございます。これは消費税率10%への引き上げ時期の変更に伴う措置でございます。

同じく4ページ目でございますが、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、第5項につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれに対応する改正でございます。

第6項につきましては、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税額の減額措置について、わがまち特例の導入に係る改正でございます。

済みません、追加分の資料をごらんいただきたいと思っております。

平成27年度税制改正におけるわがまち特例の導入としておりますが、まず、わがまち特例といいますのは、地域決定型地方税制特例措置の通称でございます。これは国が地方に実施を求める特例措置のうち、地方の裁量を認めたほうが効果的な特例について導入することとされております。

今回の税制改正においては、固定資産税のうち、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置にわがまち特例を導入することとされており、地方税法の改正の中で、現行の減額の割合3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で町の条例で減額の割合を定めることとされております。今回の改正におきましては、減額の割合としましてはこれまでと同じ3分の2としております。

なお、サービスつき高齢者向け賃貸住宅とは、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅のことをいいます。

それでは、新旧対照表に戻っていただきまして、4ページでございます。

附則第11条土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございますが、現行の仕組みの継続のため、見出し中、「平成24年度から平成27年度」を「平成27年度から平成29年度」に改正するものでございます。

次に、附則第11条の2、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例ござい

ますが、据置年度において現行の仕組みの継続のため、見出し中、「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改正するものでございます。

また、5ページ目にあります第1項、第2項の条文中も同じ趣旨のものになっております。

次に、5ページから6ページにかけてでございますが、附則第12条宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例と、7ページ目の附則第13条農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例、それと次の附則第15条特別措置保有税の課税の特例につきましては、これも現行の仕組みの継続のため、「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

附則第16条軽自動車税の税率の特例でございますが、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定の改正でございます。第1項がおおむね75%軽減、第2項がおおむね50%軽減、第3項がおおむね25%の軽減を規定したものとなっております。

10ページ目をお願いいたします。

第2条の改正になります。昨年6月に改正した税条例の未施行の部分に係る改正でございます。

第1条中、附則第16条の改正規定でございますが、3輪以上の軽自動車について、初回車両番号指定から13年を経過したものに係る重課の規定を、平成28年4月1日に附則第16条第1項とする改正でございます。

11ページ目でございますが、平成26年改正附則第1条と第4条軽自動車税に関する経過措置でございますが、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車、二輪車、農耕作業用及びその他に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う改正でございます。

この平成26年改正附則の第1条と第4条の改正部分につきましては公布の日、平成27年3月31日からの施行でございます。これ以外の改正部分につきましては、平成27年4月1日からの施行でございます。

最後に、平成26年改正附則第6条でございますが、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。牧菌綾子議員。

○6番（牧菌綾子君）

きょう資料いただきましたわがまち特例の導入の固定資産税のところなんですけど、いただきました資料の第10条の2の6項ですね、ここで現行と割合は変わらないんですけど、その前の説明で適用期限を2年延長するというふうな資料をいただいたんですけど、この前の部分のところで平成27年4月1日以後に新築されるということで、適用は平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用すると、こういう説明がございました。ということは、2年延長するということは、平成28年と29年だけこの特例を適用するという意味なのか、ちょっとこの辺がわからないので再度説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

まず、2年延長の件に関しましては、地方税法の附則第15条の8の第4項で、この特例につきましては平成27年4月1日から29年3月31日までに新築された賃貸住宅について適用するというふうになっております。割合のほうを、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5の中で町のほうで決めなさいというふうになっておりまして、例えば平成29年3月に建てた建物に関しましては1月1日が基準になりますので、平成30年度からの課税に対する特例措置になりまして、30年度から5年間有効に使える特例措置となります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

この減額の割合ですね、現行の3分の2になった理由はなぜでしょうか。それぞれの自治体でできるわけでしょう。それをなぜ現行どおりになったのか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

一応団体のほうでそれぞれ参酌をして決めていいということにはなっておりますが、今回につきましては、現行の割合の水準を維持するという意味で3分の2としております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

現行の状態を維持するって、それはどうしてそういうふう考えたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

これにつきましては、今のところ実際としては運用はあっておりません。もちろん2分の1に減額の割合を減らすという選択肢もあるわけですが、逆に6分の5までふやすという考え方もございますが、そこに関しましては今の段階では現状維持というふうに判断しております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する税率ですけれども、起算して14年を経過したものについて重課税を求めるということになっています。

日本人の今までの文化として、物を大切に扱いながら整備をしてきちんと乗りこなしていくと。これが大事に乗れば乗るほど税率が高くなっていく、これは町民に対してどのように説明をしていけばいいのか、私には現在のところわかりません。そのあたり、こうやって基山町の税条例を改正された理由を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

基本的に国が定めます税制改正大綱、それからそれをもとに地方税法の改正がなされておりますので、地域によってばらつきがないように地方税法に準拠した形で改正をしております。13年を経過した古い年数の車に重課をかけていくというのは、一つは大きくは環境に配

慮した政策だと思っておりますので、そこで御理解を求めていくしかないと思っております。
以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず、4月に機構改革が実施されまして、税務住民課から税務課という形になっています。ぜひとも徴収ミス等が起こらないようにきちっとしていただきたいというのがまず第1点、要望として申し上げておきます。

そして、今回の専決処分、私も中身を見るんですけども、大変わかりません。わからない理由が、例えば税率引き上げを決めたけれども、それを延期する、または住宅減税の措置を決めたけれどもその対象期間を延長するとか、そういうふうになっています。

それで1点は、これは消費税10%引き上げが本来ことしの10月でしたけれども、それが平成29年の4月1日に延期になるというのが前提としてあって、今回のこういうふうな専決処分が出てきているのかなというのがあります。消費税10%の引き上げが延期された関係で、今回の専決処分との関連、これについてまず説明をしてください。

それと、軽自動車税の税率の引き上げの延期、または個人住民税の住宅ローン減税の措置の対象期間の延長等が今回出ています。これは裏を返せば町民税の減収になります。じゃ、政府が決めたこの期間の延長ないし、これに伴って基山町の税収の減収金額がどれくらいになるのか。

それともう一つは、これが減収したのは、本来基山町は税条例で取得できる部分が入ってこないとなれば、これに対して国がどのような補填をするのかと。補填がされるものあるいはされないのもあるだろうと思います。これについて説明をお願いします。

それから、固定資産税のわがまち特例については先ほど説明を受けました。本来わがまち特例はほかにもあるわけですけども、基山町に関するところが、先ほど説明がありましたように、サービスつき高齢者向け賃貸住宅に関する部分の固定資産税の減額分というふうに言われました。実際はこれはまだ基山町にはないわけですね。じゃ今後こういうサービスつき高齢者向け賃貸住宅、これが基山町に進出してくるといいんでしょうか、建設されるというふうな計画はあるのか。これを教えてください。

それともう一つ、本年度以降に延期された税条例について、また本来ならば地方税法等の

一部改正に関する部分ではまだほかにもいろいろあったんだろうと思いますね。これで実施段階になった場合に再度説明をするのか、いやもう今回原案として提案して、延長になりましたから、実施についてはもう議会のほうには説明しませんというふうになるのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

まず、1点目の消費税の10%引き上げの延期に伴う分に関してですが、今回の条例改正のうち、平成27年度の税制改正大綱の中で消費税引き上げ時期の変更に伴う対応という項目にうたわれておりますのは、住宅ローン減税措置の対象期間の延長、それと軽自動車税のグリーン化特例、それから二輪車等の改正税率の適用開始の1年延期の項目でございますので、これらが関連した項目と考えております。

2点目ですが、減収の状況ということでございますけれども、軽自動車税につきましては、当初予算の算定時の台数をベースに比較いたしますと、税率の引き上げ延期に伴う減収分というのが170万円程度となります。ですが、平成26年度末に四輪車の登録台数が伸びてきておりますので、恐らく駆け込み需要があったのかなというふうに思っております。今後の補正予算で増額の補正をお願いするようなことになろうかと思っております。

住宅ローン減税措置の分については、減収見込みなんですけれども、税額控除はまず所得税から控除をして、控除し切れなかった残りを住民税から控除するというふうな仕組みになっておりますので、対象者のその年の所得や所得税額に左右される部分がございますので、住宅ローン減税に係る分の減収金額を見込むのは難しい状況ではあります。

あと補填につきましては、住宅ローン減税措置につきましては地方特例交付金により全額国費で補填をされるようになっております。軽自動車税につきましては、補填措置はございません。

わがまち特例に関してですけれども、現在のところ、私が知っている範囲ではそういった計画は聞こえておりません。

最後に、この条例改正で二輪車等に係る税率について、施行日を見直し、適用開始時期を1年延期をし、平成28年度分以後の軽自動車税について適用することと規定をいたしておりますので、この分につきまして再度議案としてお諮りすることはございません。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、質疑を終わります。

承認第1号を採決します。

本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、承認第1号は原案どおり承認と決しました。

日程第8 承認第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

この際、朗読を省略し、承認第2号について提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）により、基礎課税額分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る賦課限度額並びに軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成27年3月31日公布、同年4月1日に施行されることとなります。

このため法令の施行に向けて、あわせて低・中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、税財源を確保するために基山町国民健康保険条例を改正することが急務だったため、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

改正内容について補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページのほうが改正文でございますが、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、第6条の改正でございますが、国民健康保険法の第72条の4が第72条の5に繰り下げられたために条文の整備を行うものでございます。

第8条でございますが、第8条につきましては国民健康保険税の課税額の規定でございます。

第2項の改正は、基礎課税額についての賦課限度額を「51万円」から「52万円」へ改正するものでございます。

第3項の改正は、後期高齢者支援金分について賦課限度額を「16万円」から「17万円」とするものでございます。

第4項の改正は、介護納付金の賦課限度額を「14万円」から「16万円」とするものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。第8条の改正と同様に基礎課税分を52万円に、後期高齢者支援金分を17万円に、介護納付金分については16万円とするものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。5割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者1人当たりにつき24万5,000円を加算して判定を行っていたものを、被保険者1人につき26万円を加算して判定を行うように改正するものでございます。

第3号の改正につきましては、国保税の2割軽減の規定でございます。2割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者1人につき45万円を加算して判定を行っていたものを、被保険者1人につき47万円を加算して判定を行うように改正するものでございます。

この2号、3号の改正により、国保税の軽減対象となる世帯の拡充を図ったものでございます。

それから、附則の改正でございますが、租税条約適用配当所得を国保税の計算に加えるための特例でございますが、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分の施行期日の変更でございます。

補足説明は以上でございます。

なお、県内全ての市町が専決処分にて同様の改正を行っておるところでございます。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

1点だけお伺いいたします。

今回、課税限度額が4万円上がって81万円から85万円というふうになるわけですが、この85万円に上がる世帯の課税額、これは何百万円以上なのか、わかれば。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

85万円になる世帯につきましては8世帯で、65歳以上で構成されてある世帯については85万円まで達しませんので、69万円が最高限度額というふうになりますけれども、そこが4世帯で、限度額に達する世帯が合わせて12世帯でございます。

どのくらいの所得で限度額に達するのかということでございますけれども、基礎課税分でいくと所得で548万7,000円ほどになります。後期の分でいくと963万円、介護分で643万円、これを超えるとそれぞれ限度額に達するというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ昨年、専決処分を議会が否決したというようなのは御存じだろうというふうに思います。それで今回、また同じ中身の国民健康保険の専決処分が出てきているわけです。

まず1点は、専決処分を回避する手立て、これをどのような手立てをされたのかという部分を1点質問いたします。

それから、私もこの国民健康保険料の賦課限度額の推移についてはいろいろ調べているんですけども、国会ではほとんど議論されていません。何で国会では議論されていないのかなと思って調べるんですけども、これは書いてありますように政令で出されているんですね。厚労省がもう決めたんだという形で国会の中でも議案審議されずに来ているというのがあるんですね。いや、国会でも議論されているというのがあれば私はそれをぜひ教えていただきたいと。どんなに調べても出てこないんですね。そこをまず質問いたします。

それから、先ほど松石議員も言われましたように、やっぱり賦課限度額がどうなるのかと、85万円。給与収入とか年金収入とか、いろいろな収入に応じて換算すればどんなものかという形で今出されました。これはそれぞれ結構です。問題は、基山町で国保世帯加入者の何%が今度賦課限度額を超えるのかと。これがなぜ必要かという、国のほうが更正という言い方もしていますけれども、超過世帯割合を1.5%に近づけるように段階的に今から先も賦課限度額を引き上げていくんだというのがあるんですね。そうすると、賦課限度額はもともと、例えば私が議員になりました平成19年度は65万円ぐらいでしたね。そしてその後、平成22年度が73万円、23年度が77万円、そして26年度に81万円になって今度27年度が85万円と、物すごいペースで上がっているんですね。そうすると今後も賦課限度額は上がっていくんだというふうな、どうしても見通しになるんですね。これについてどのように把握されているのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

まず、専決処分を回避する手立てですけれども、今回の場合、4月1日から施行となる地方税法の一部を改正する政令について、公布されたと連絡が来たのが前日の3月31日のもう18時近くでございました。公布された政令を税条例に適用させて4月1日から施行するためには町議会を招集する時間的な余裕がないということで、専決処分によって専決を行わせていただいております。どうしても政令を条例に適用させるには専決処分しか方法がなかったということでございます。

それから、この限度額についての国会での審議ですけれども、衆議院・参議院の中では恐らく行われていないというふうに思います。国の平成27年度税制大綱がたしか1月に閣議決定されております。その中にもう既に限度額を改定するというのが盛り込まれておまして、地方税法の一部を改正する政令については、限度額だけじゃなくいろいろな地方税法改正の子細な部分について記載がありますので、もう地方税法の改正がまず成立をして、その後、閣議決定が直ちに行われて政令が公布されるという仕組みになっておりますので、3月31日の改正になったということでございます。

それから、限度超過世帯のパーセントでございますけれども、先ほど申しましたように85万円になる世帯については8世帯、65歳以上で構成されてある限度額が69万円となる世帯に

については4世帯ですので、12世帯と考えると、大体0.5%ぐらいというふうになりますけれども、医療分で限度額になる世帯でいきますと、55世帯が52万円の世帯になります。パーセントで言うと2.4%ということでございます。

今後、限度額が上がっていくのかという質問でございますけれども、国のほうとしては、協会けんぽの保険料率並みに限度額については上げていきたいというふうなことを申しております。それについては何らかのルールをつくりたいということでございます。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっとこれ、出した資料ですけれども、例えば賦課限度額を85万円にした場合、給与収入で約1,010万円、年金収入で1,000万円というのが出ているんですね。なかなか私もそんなにもっていませんけれども、オーバーしている人は少ないんですね。しかし、確実にオーバーする人は、先ほど言いましたように、基山の場合でいけば12世帯いらっしゃるんですね。そうすると、その割合が少ないといったとしても、全国平均でいけば約2.4~2.5%はいるんですね。これを1.5%までにすると。逆に言えば、賦課限度額を今から上げていくんですよというのが国の姿勢なんですね。そして低所得者には補助もしていくんですよというのが国の姿勢なんですね。そうすると、協会けんぽに合わせると。協会けんぽは、前回資料も出してもらいましたけれども、百十何万円なんですね、賦課限度額が。間違いなく基山町といいましょうか、この国保については、賦課限度額はそれぐらいまで上がっていくんだというのが前提に今から先は進んでいくと。私は、賦課限度額はあくまでも、これ以上を賦課してはだめなんですよというのが定めであって、本来ならば基山町は基山町の国保運営に応じて賦課限度額についてはまだ下げてもいいんだというのが前回の議論でもあるんですね。しかし、それをすれば国からの交付金等に影響はしてきますよということで、なかなかそれは実際難しいというのがありました。

そこでもう1点は、平成30年度をめどに県の一本化に向けて進んでいくというのもあります。これもまた、国保の今から運営では大変大事な中身になっていきますけれども、これについて、今わかっている段階でもいいですけども、工程がわかれば説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

県単位化の問題、平成30年度より県単位化というふうに言われていましたけれども、中身的には県と市町の共同運営的な形になる模様でございます。大きな財政ですか、国からの補助金とかいうのも県が持ちまして、市町村については相変わらず自分のところで基山町は幾ら払ってくださいと言われる税額を基山町独自で算定をして、徴収をして県に納めるという形になるみたいでございます。平成30年度ですから、もう1年前の平成29年度ぐらいにはその姿が見えなくてはならないと思いますので、恐らくことしの半ばぐらいからいろいろな姿が見えてくるんじゃないかというふうに思いますので、また全員協議会の場合でも経過の説明をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、質疑を終わります。

承認第2号を採決します。

本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、承認第2号は原案どおり承認と決しました。

日程第9 承認第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

この際、朗読を省略し、承認第3号について提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第9号））の提案理由の説明を申し上げます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定に伴い、一般会計の予算に補正が急務だったため

専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第9号））につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

まず、専決処分の理由といたしましては、歳入につきましては、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方交付税などの交付決定が3月末となったこと、また歳出におきましては、育英資金の寄附をいただいておりますので、その積み立てのための繰出金に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定をされておりますように、議会を招集する時間的余裕がないということで、平成27年3月31日付で専決処分を行っておりますので、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案書の12ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに35万1,000円を追加をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ61億1,497万円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

概略としましては、歳入では主に5款の株式等譲渡所得割交付金、6款 地方消費税交付金、9款 地方交付税等を増額をし、17款の基金繰入金に1億3,200万円の更正をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款の教育費に31万円の増額をお願いし、14款の予備費に4万1,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成26年度基山町一般会計補正予算（第9号）事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2款. 地方譲与税、1項. 地方揮発油譲与税でございます。

地方譲与税は、道路の延長、面積等の案分によりまして国から地方へ譲与をされるものでございます。揮発油譲与税につきましては415万8,000円の追加をお願いいたしております。平成26年度の譲与の総額につきましては1,588万8,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

2項1目. 自動車重量譲与税でございます。今回209万6,000円の更正をお願いいたしております。平成26年度の総額につきましては3,717万3,000円となっております。

続きまして、5ページから9ページの利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等につきましては、佐賀県が徴収し、人口、道路の延長、面積等につきまして市町村へ交付するものでございます。これらの中で6ページ、配当割交付金につきましては490万1,000円、7ページ、株式等譲渡所得割交付金に521万7,000円、8ページ、地方消費税交付金に1,506万円の増額をお願いいたしております。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税でございます。

今回、特別交付税に1億570万8,000円の追加をお願いいたしております。その結果、今回の補正によりまして、普通交付税が9億6,338万6,000円、特別交付税が1億3,936万8,000円となりまして、地方交付税総額では11億275万4,000円となっております。

14ページをお願いいたします。

16款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金でございます。4節. 育英資金交付金に31万円の追加をお願いいたしております。寄附の件数としましては3件をいただいております。

15ページをお願いいたします。

17款繰入金でございます。17款1項. 基金繰入金、2目. 財政調整基金繰入金に今回1億3,200万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目で補正額ゼロでここに挙がっておりますけれども、歳入のところでありましたので、財源内訳の変更ということでここに表示がされております。

17ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費でございます。歳入で説明をしました

けれども、育英資金寄附金の繰出金として31万円の追加をお願いいたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

14款予備費でございます。今回4万1,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

補足説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、議案書13ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入14ページ、歳出につきまして質疑をお受けします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、では事項別明細書に移ります。

事項別明細書3ページ、地方揮発油譲与税についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、4ページ、自動車重量譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、利子割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、配当割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、株式等譲渡所得割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、地方消費税交付金。重松議員。

○9番（重松一徳君）

地方消費税の交付金の関係ですけれども、これこそ消費税の延期の関係でどのようになるのか、ちょっと私もわからないんですけれども、消費税に係る地方交付税の税率が現行、今までは20.8%でなっていますね。本来これが、平成28年度以降、来年以降は19.5%になる予定だったと。それが消費税の10%へ引き上げが平成29年4月1日に変更になったという関係で今後どのようになるのかというのが1点と。

今回、約1,506万円補正されていますね。金額的にも大きいものですから、この中身について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

消費税が5%から8%になったときに、市町分については3%のうちの1.7%分が地方に交付されております。その1.7%のうち2分の1が県、2分の1が町ということになりまして、1%分が人口と従業員数で案分をされて、0.7%分は人口だけで案分をされております。その結果、総額では1億8,595万6,000円となったわけですけれども、一般財源分で1億5,300万円、社会保障財源として3,200万円ほどという結果になっております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、9ページ、自動車取得税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、地方交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、交通安全対策特別交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、県委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、基金繰入金。久保山義明議員。

○5番（久保山義明君）

今回1億3,200万円、結果的に更正をされております。この更正後の財政調整基金の残高を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

財政調整基金の年度末残高につきましては4億9,492万6,000円でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

もう一回お願いします。

○財政課長（城本好昭君）

4億9,492万6,000円でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これは恐らく9款の地方交付税と若干というか大きくかわりがあると思いますけれども、もともとあてにしていた数字が減ってきて、これだけの更正になったのか。それとも、それ

ほど財政課としてギャップはなかったのか。あったとしたらどういうところで大きな違いが生まれたのか、そのあたりを教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

我々の期待としては、全部の繰り入れをチャラにするような金額を期待していたんですけども、実際のところ1億3,200万円ほどになっています。昨年と比較してみますと600万円ほど、今回の専決の時点と比べますと600万円ほど増加はいたしております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次いきます。16ページ、歳出いきます。一般管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で本予算に関する質疑を終わります。

承認第3号を採決します。

本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

第2回臨時会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、平成27年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前11時3分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会臨時議長 大 山 勝 代

基 山 町 議 会 議 長 鳥 飼 勝 美

基山町議会副議長 品 川 義 則

基 山 町 議 会 議 員 松 石 健 児

基 山 町 議 会 議 員 大久保 由美子